

## 菅野・太田・長谷川奨学会奨学金規程

- (奨学生・奨学金の呼称)
- 第1条 本奨学会から、学資の貸与又は授与を受ける者を菅野・太田・長谷川奨学生(以下「奨学生」という。)といい、その学資を菅野・太田・長谷川奨学金(以下「奨学金」という。)という。
- (貸与の額)
- 第2条 貸与の額は、次の通りとし、いずれかを選択する。  
月額 20,000 円～70,000 円(10,000 円刻み)
- (応募)
- 第3条 奨学生志望者は、連帯保証人と連署した本奨学会あての「奨学生願書」(本奨学会指定用紙)を奨学会規程第3条による事務取扱部署に提出しなければならない。
- (貸与期間)
- 第4条 奨学金の貸与期間は、奨学生に採用したときからその者の在学する学校の修業年限の終期までとする。  
2. 但し、年度初めの募集の場合、4月から貸与を開始する。
- (奨学金の交付方法)
- 第5条 奨学金は、毎月1ヶ月分ずつ交付することとし特別の事情があるときは、2ヶ月分以上を合わせて交付することがある。  
2. 奨学金の交付は、原則として銀行振り込みにて行うものとする。
- (貸与期間中の報告)
- 第6条 奨学生は毎年、学業成績表を、奨学会規程第3条による事務取扱部署に提出しなければならない。
- (貸与、返還期間中の届出)
- 第7条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は奨学会規程第3条による事務取扱部署に届け出なければならない。  
(1) 留年、休学、復学、転学又は退学したとき  
(2) 停学その他の処分を受けたとき  
(3) 連帯保証人、住所その他重要な事項に変更があったとき
- (貸与、休止、又は廃止)
- 第8条 奨学生が休学し、又は長期にわたって欠席したときは奨学金の交付を休止する。  
2. 学業成績又は品行等、奨学生としての責務を怠ったり奨学生として適当でないと認められたときは、奨学金の交付を休止または廃止する。
- (返還)
- 第9条 奨学生が次の各号の一に該当するときは、貸与の終了した月の翌日から起算して3ヶ月を経過した後、貸与を受けた月数の2倍の月数で奨学金を返還することとする。  
(1) 卒業もしくは修了、又は奨学金貸与期間が満了したとき  
(2) 退学したとき  
(3) 奨学金の交付を廃止したとき

- (4) 奨学金を辞退したとき
2. 前項の奨学金の返還は一括、年賦、半年賦、月賦の方法による。
  3. 奨学金の返還にあたって所定の返還誓約書を提出する。
- (返還猶予)
- 第 10 条 奨学生であった者が次の各号の一に該当するときは、願い出によって奨学金の返還の期限を猶予することがある。
- (1) 災害又は傷痕疾病によって返還が困難になったとき
  - (2) 専修学校専門課程以上の高等教育機関に在学しているとき
  - (3) その他やむをえない事由によって返還が著しく困難となったとき
- (返還期限猶予願)
- 第 11 条 奨学金の返還期限猶予を受けようとする者は、その事由を明記した「返還期限猶予願」を奨学会規程第 3 条による事務取扱部署に提出しなければならない。
- (奨学生異動届)
- 第 12 条 奨学生又は奨学生であった者が、重度の傷痕疾病の為、精神又は身体の機能に著しい障害を残し、労働能力を喪失もしくは高度の制限を受けたときもしくは死亡したときは、相続人又は連帯保証人は直ちに「奨学生異動届」を奨学会規程第 3 条による事務取扱部署に提出しなければならない。
- (返還免除)
- 第 13 条 奨学生又は奨学生であった者が、前条の届出事項により返還未済額が返還不能となったときは、その一部又は全部の返還を免除することがある。
- (奨学金免除願)
- 第 14 条 前条により奨学金の一部又は全部の返還免除を受けようとするときは、本人又は相続人は連帯保証人と連署の上、次の各号の書類を添付し「奨学金免除願」を奨学会規程第 3 条による事務取扱部署に提出しなければならない。
- (1) 死亡によるときは戸籍抄本、重度の傷痕疾病によるときは、その事実及び程度を証する医師の診断書
  - (2) 返還不能の事情を証する書類
- (返還期限猶予又は奨学金免除の決定)
- 第 15 条 第 11 条及び第 14 条の規定により奨学金「返還期限猶予願」又は「奨学金免除願」の提出があったときは、本奨学会の役員会にて審査し執行役員会で決定すると共に、その結果を本人、相続人又は連帯保証人に通知する。
- (事務取り扱い)
- 第 16 条 この奨学金の事務取扱いは、奨学会規程第 3 条による。
- (改廃)
- 第 17 条 この規程の改廃は、執行役員会が行う。
- 附則 この規程は昭和52年 4月 1日より施行する。
- 附則 1993年 4月 1日一部改定(奨学生、奨学金の呼称、貸与の額、返還期限)
- 附則 1994年10月 1日一部改定(名称、奨学生、奨学金の呼称)
- 附則 2005年 4月 1日一部改定(常勤理事会を執行役員会に変更)
- 附則 2014年11月21日一部改定(返還猶予)
- 附則 2023年 4月 1日一部改訂(日本育英会を日本学生支援機構に変更)

附則 2024年 4月 1日一部改訂(貸与の額、貸与期間、貸与期間中の報告、返還、事務取り扱い、改廃)